

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 2 9 年 9 月 4 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第18号

自動車事故に係る損害賠償の額の決定について

町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年7月9日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

処分理由

平成29年5月22日に発生した、町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償について、賠償額が確定したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により専決処分するものである。

別 紙

1 相手方

(運転者) むつ市在住者 (乙)

2 事故の概要

平成29年5月22日、午後3時40分頃、三沢市大字三沢字浜通において、町職員の運転するおいらせ町(甲)所有車両が、2台前の車両の急な左折に反応してブレーキをかけた乙運転の車両にブレーキが間に合わず追突し、負傷させたもの。

3 損害賠償額

金 54,644円

内訳 人身損害等に対する賠償の金額 54,644円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金54,644円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談の他、甲乙間には一切の債権債務関係が無いことを確認する。